

募集

さんだ生涯学習カレッジ 研究科受講生  
「土曜に少人数で専門知識を基礎から学習！」

日時= 4年7月~5年1月の土曜  
コース・内容(各コース12回)=①地域活動コース: 三田の魅力や課題を知り、課題解決のために自分のできることを探る ②創業支援コース: 地域の問題をビジネスで解決する方法を学び、創業を目指す  
講座形態(会場)= 対面講座(市民センターなど) またはオンライン講座(自宅など)  
対象= 4年4月1日現在で満55歳以上の市民  
定員= 各コース15人(多数の場合は抽選)  
要件= ①パソコン・タブレット・スマートフォンのいずれかを準備できる ②インターネットに接続可能 ③ウェブ会議ツール「Zoom」のインストールができる(通信費は参加者負担)  
学費= 各コース年間20,000円  
修了者= 各コースのマイスターバッジを進呈  
申し込み= 6月15日までに、申し込みフォーム(下記2次元コード)に必要事項を入力



いきいき高齢者支援課  
電話 559-1587 FAX 563-7776

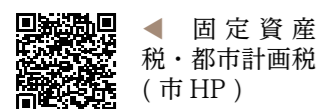
お知らせ

固定資産税・都市計画税の納税通知書を  
5月2日に発送します

■ 固定資産税とは?

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。

税額=  
課税標準額×税率(1.4%)



固定資産税・都市計画税(市HP)

■ 都市計画税とは?

都市計画事業などの費用に充てるため、市街化区域内の土地・家屋を所有している人が納める税金です。

税額=  
課税標準額×税率(0.3%)



土地に係る負担調整措置の一部軽減(総務省HP)

■ 第1期の納期限は5月31日(火)です

4月28日までに口座振替依頼書を受付した人については、第1期分から口座振替となります。

税務課資産税係 土地: 電話 559-5054 FAX 563-5697、家屋・償却: 電話 559-5055 FAX 563-5697

お知らせ

あなたの地域の身近な相談相手  
「民生委員・児童委員」



民生委員・児童委員は地域住民の一員として、地域の身近な相談相手です。三田市では約220人の委員が皆さんの立場にたって相談・支援活動に取り組んでいます。



【どんな活動をしているの?】

- 福祉や生活上の相談・支援活動
- 高齢者や障害のある人への訪問活動
- 児童・青少年の健全育成活動 など

■ 民生委員・児童委員として活動してみませんか  
「地域のために何かできないかな」、「困っている人を助けたい」——その気持ちを活かしてみませんか。地域貢献だけではなく、他の委員や関係機関との関わりを通じて新たな仲間との出会いがあるなど、交流の輪も広がります。現委員の任期は11月30日まで。今年には任期満了に伴う一斉改選の年です。活動に興味がある人は下記へご連絡ください!

地域福祉課 電話 559-5069 FAX 563-7776

募集

自社のPRにも!  
「三田ビール検定」協賛事業者を募集

日本人で初めてビールを醸造したとされる、三田出身の幕末の蘭学者「川本幸民」の業績にちなみ、11月3日に実施する「三田ビール検定」!一緒にイベントの盛り上げに取り組む事業者を募集します。  
募集内容= 検定当日または検定日を含む一定期間に、検定受検者などを対象とした商品やサービスの割引・特典を提供できる事業者(協賛内容の一覧は市で作成し受検者へ配付予定)など 協賛特典= ①三田ビール検定募集チラシに事業者名を掲載 ※チラシは、過去の受検者へ送付、市内外の公共施設などへ設置 ②市HPに「事業者名」「協賛内容」を掲載 ③「三田ビール検定協賛店タペストリー」を提供



申し込み= 5月31日までに、申し込みフォーム(右記2次元コード)に必要事項を入力



まちのブランド観光課 電話 559-5012 FAX 559-5024

お知らせ

三田市への転入、応援します!  
「家賃補助など」

■ 新婚世帯の転入について家賃を補助  
対象= 市外から転入し、民間の賃貸住宅に住む新婚世帯(他要件あり)  
補助額・期間= 月額上限1.2万円/最大24カ月間 ※補助期間中に市内の住宅を購入した場合、転居するまでの補助期間を延長(最大12カ月間)



■ 「マイホーム借上げ制度」の利用補助  
対象= 「マイホーム借上げ制度(※)」を利用し、物件を貸す・借りる人(他要件あり)  
補助額= 貸す人…上限60万円(リフォーム費用など)/借りる人…上限12万円(諸費用)



※住みかえを希望しているシニア(50歳以上)のマイホームを、移住・住みかえ支援機構(JTI)が借上げ、転貸する制度。借主は、敷金・礼金がなく、安全で良質な住宅に住めるなどのメリットがあります。

都市政策課 電話 559-5128 FAX 559-7400

催し

みんなでスポーツ!  
「さんだファミリー・スポーツ・カーニバル&市民チャレンジデー」

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に参加できるスポーツを通じて交流を深める「さんだファミリー・スポーツ・カーニバル&市民チャレンジデー」を開催します。オリンピックやパラリンピック種目など、日頃なかなか体験できないスポーツも楽しめます(参加無料)。

日程= 6月19日(日) ※参加には事前申込が必要  
場所= 親和学園駒ヶ谷運動公園

● 体育館(障害者スポーツ体験、トランポ・ロビックス、スラックライン、体力測定) ※定員各回60人

- ① 9時~10時
- ② 10時15分~11時15分
- ③ 11時30分~12時30分
- ④ 13時~14時
- ⑤ 14時15分~15時15分
- ⑥ 15時30分~16時30分



● 公園周辺(ノルディック・ウォーキング体験) ※定員各回30人

- ① 9時30分~10時30分
- ② 11時~12時
- ③ 13時~14時
- ④ 14時30分~15時30分



● 多目的広場(ランニング教室、ブラインドサッカー) ※定員各回30人

- ① 10時~11時30分
- ② 13時~14時30分



● 体育館サブアリーナ(兵庫プレイバース野球体験) ※定員各回25人

- ① 10時~11時30分
- ② 13時~14時30分



申し込み= 5月31日までに、申込用紙(市HPからダウンロード)を記入し、窓口、郵送、ファクス、申し込みフォーム(右記2次元コード)のいずれかで下記

文化スポーツ課 〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎4階 電話 559-5022 FAX 563-1360



# PICK UP / Information

お知らせ

## 募集

### スマート農業機械の導入・小規模農家の農業機械購入を支援

#### ■ スマート農業機械の導入を支援

募集期間 = 5月10日(火)～31日(火)  
 対象 = 市内の農業者(30アール以上耕作・出荷販売)、集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者  
 補助対象・補助率 = ドローン・アシストスーツなどの購入にかかる費用/購入額の2分の1以内(上限30万円) ※1農業者につき1回限り

#### ■ 小規模農家の農業機械購入を支援

募集期間 = 5月10日(火)～31日(火)  
 対象 = 市内の農業者 ①30アール以上耕作 ②出荷販売を目的として水稻等を栽培 ③10年以上継続して営農  
 補助対象・補助率 = 乗用のトラクター・コンバイン・田植え機(中古機械を除く)/購入額の10%以内(1機械あたり上限30万円) ※1農業者につき1回限り

その他 = 申請条件などの詳細は市HPまたは下記まで。応募状況により、書類審査のうえ、抽選となる場合があります。



農業創造課 電話 559-5091 FAX 556-8153

## 募集

### 市霊苑「個別墓所」の新規区画募集を開始 (下槻瀬 748-1 / 9時～17時は自由に見学可)

申込資格 = 下記①～③の条件をすべて満たす人

①市内に住所を有する世帯主 ②墓の管理や埋葬を行える人 ③現在、市霊苑個別墓所の使用者でない人

種類	区画数	永代使用料	年間管理料
角地	2	825,000円	5,400円
普通地	8	750,000円	5,400円

申し込み = 5月24日から新規区画の募集を開始します。募集開始初日に新規募集区画の使用申込を希望する人は5月19日必着で「新規区画事前仮申込書」に住民票の写しを添付し、提出してください(5月25日以降は先着順で受付)。なお、新規区画以外の個別墓所、市内・市外を問わず申込可能な合葬式墓所は随時募集しています。



▲個別墓所



▲合葬式墓所

環境創造課 市役所本庁舎5階  
 電話 559-5064 FAX 563-3359

## お知らせ

### 後期高齢者医療制度 令和4・5年度の保険料率が決定 個人ごとの保険料額は「保険料額決定通知書(7月中旬に送付)」でお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準の保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。

保険料率	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円

#### ■ 兵庫県の令和4年度保険料の計算方法

年間の保険料は「均等割額(皆さんで等しく負担)」と「所得割額(前年所得に応じて負担)」の合計です。

均等割額	所得割額	保険料額
被保険者一人当たり 50,147円	(総所得金額等* - 43万円) × 所得割率 10.28%	上限 66万円 (年額)

※収入額から控除額を引いた金額(ここでいう控除額とは、「公的年金等控除額」「給与所得控除額」「必要経費」のこと。社会保険料控除額・扶養控除等の所得控除額は含まない)。

#### ■ 保険料が軽減される人

①所得の低い人：世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和3年中の総所得金額等が一定金額以下の場合、均等割額を軽減 ※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額：年額)
基礎控除額(43万円)+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	7割(15,044円)
基礎控除額(43万円)+28.5万円 × (年金・給与所得者数-1)	5割(25,073円)
基礎控除額(43万円)+52万円 × (年金・給与所得者数-1)	2割(40,117円)

②制度加入の前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人：所得割額の負担はありません。均等割額は後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年経過するまで5割軽減され、年額25,073円です。

国保医療課 電話 559-5050 FAX 559-2636、兵庫県後期高齢者医療広域連合 電話 078-326-2021(コールセンター)